

敵対武装集団掃討のための 越境軍事活動と緊急避難理論

——北イラクにおけるトルコの行動を素材として——

山 田 卓 平

は じ め に

[問題意識]

緊急避難を国際法規範として認めるか否かについては、国際法学者の間で鋭い対立があった。しかし、近年の議論状況を見る限り、かつてのような強い反対論は減少しているように思える。筆者は、別の論文⁽¹⁾において、19世紀から2001年 ILC 国家責任条文⁽²⁾までの緊急状態理論をめぐ

(1) 拙稿「国際法における緊急状態理論の歴史的展開」神戸学院法学35巻4号1021-1077頁（2006）。

(2) 第25条（緊急避難）は次のように規定する。

- 1 国家は、次の場合を除き、その国家の国際義務と合致しない行為の違法性を阻却する根拠として、緊急避難を主張することはできない。
 - a その行為が、重大かつ急迫した危険に対して不可欠の利益を守るために当該国家にとっての唯一の手段であり、かつ、
 - b その行為が、義務の相手国または国際社会全体の不可欠の利益に対する深刻な侵害とならない場合
- 2 いずれにせよ、国家は、次の場合、違法性を阻却する根拠として緊急避難を主張することができない。
 - a 当該の国際義務が緊急避難を主張する可能性を排除している場合、または、
 - b 当該国家が緊急の事態に寄与してきた場合

る議論の展開を概観した。そして、当該理論の支持者達が、反対論者からの批判を克服するために、その理論内容をより精緻なものに変容させてきたことが、批判減少の原因の一つであったことを指摘した。それはまさに、かつての自己保存権理論から脱却し、実定国際法上の法規範として緊急避難を定着させようとする努力とも言える。具体的には、次のような変容点が挙げられる。

- 1) 緊急権ではなく、抗弁としての緊急避難理論が主流になったこと
- 2) 避難行為による相手側の損失について、金銭支払義務の発生可能性が認められたこと
- 3) より実定法規範に馴染むと思われる「不可欠の利益」概念が導入されたこと
- 4) 無実の相手側の利益に配慮するために、利益衡量の要件が導入されたこと
- 5) 強行規範に抵触する避難行為を許容しないことにより、特に、国連憲章第2条4項違反の武力行使への適用可能性が否定されたこと
- 6) 条約・慣習法による適用排除を認めて、緊急避難の適用範囲が制限されたこと
- 7) 緊急避難適用の厳格化のために、消極的規定方式が採用され、例外的性格が強調されたこと

もっとも、以上のことは、あくまでも法典化作業や学説を中心とした現象である。今後必要なのは、かかる変容を経た緊急状態（避難）理論が、国際実践においてどれだけ実証されるかの検討である。特に、上記5番目に挙げた「武力行使への不適用」テーゼが国家実行において確認されるか否かは、重要な検討課題である。なぜなら、過去の議論において、緊急避難行為に武力行使を含みうるかは、最も重要な争点の一つだ

ったからである。

確かに、ILC 国家責任条文案の作業において、特別報告者クロフォードは、緊急避難規定について、武力行使への適用可能性を否定した。この立場は、2001年 ILC 国家責任条文第25条（緊急避難）註釈の中に、⁽³⁾ 黙示的に織り込まれたように思われる。つまり、上述したように、ILC 国家責任条文は、「武力行使への不適用」テーゼを採用したとすることができる。

しかし、このテーゼは、必ずしも古くから主張されてきたわけではない。というのも、特に、隣国から自国に攻撃を仕掛けてくる武装集団を掃討するための越境軍事活動を、緊急避難行為たる武力行使の一類型とする説が存在してきた。例えば、オッペンハイムや、アンチロッチ、アーゴは、キャロライン（Caroline）号事件での英国の行動のようなもの、すなわち、ある国家の政府の打倒を計画する組織が隣国領域内で武装準備をしており、かつ当該隣国政府の取締りに期待できないとき、その鎮圧のために国境を越えて軍隊を派遣する行為を、緊急避難行為の典型例⁽⁴⁾ としている。中でも、ILC で特別報告者となったアーゴは、自己の見解

(3) 拙稿 前掲註(1)1065頁。

(4) LASA F.L. OPPENHEIM, 1 INTERNATIONAL LAW 178-179 (1sted., 1905).; DIONISIO ANZILOTTI, 1 COURS DE DROIT INTERNATIONAL 507 (traduit par Gilbert Gidel, 3e éd. 1929) (1927).; Roberto Ago, *Le délit international*, 68 R.C.A.D.I. 541 (1939). 近年における同様の見解として、OSCAR SHACHTER, INTERNATIONAL LAW THEORY AND PRACTICE 169-173 (1991).; Théodore Christakis, *Unilatéralisme et multilatéralisme dans la lutte contre la terreur: l'exemple du terrorisme biologique et chimique*, K. BANNELIER, T. CHRISTAKIS, O. CORTEN ET B. DELCOURT (dir.), LE DROIT INTERNATIONAL FACE AU TERRORISME 173-176 (2002).; Théodore Christakis, *Vers une reconnaissance de la notion de guerre préventive?*, K. BANNELIER, T. CHRISTAKIS, O. CORTEN ET B. DELCOURT (dir.), L'INTERVENTION EN IRAK ET LE DROIT INTERNATIONAL 28-44 (2004).; Andreas Laursen, *The Use of Force and (the State of) Necessity*, 37 VANDERBILT J. TRANSNAT'L L. 485-526 (2004).; TARCISIO GAZZINI, THE CHANGING RULES ON THE USE OF FORCE IN INTERNATIONAL LAW 204-210 (2005).

を ILC においても主張し続けた。⁽⁵⁾そして、この見解は、第1読草案第33条（緊急避難）註釈においても否定はされなかった⁽⁶⁾のである。

それでは、武装集団掃討行動の法的根拠を緊急避難に求める主張は、国家実行において支持されているのであろうか。もしそうであれば、上記の「武力行使への不適用」テーゼの実証性に疑いが生じることになるだろう。

[本稿の検討対象]

このような問題意識から、本稿は、緊急避難に関する「武力行使への不適用」テーゼの実証性の問題を、北イラクへのトルコの越境軍事活動を素材にして検討する。もちろん、本実行は、数ある同種の実行の1つに過ぎない。他の多くの実行の検討を踏まえた包括的な分析は、今後の課題としなければならない。しかし、本実行は、その規模や回数の中で、近年における同種事例の中でも代表的なものの1つであることから、検討する価値があると思われるのである。

そこで、本稿では、まず第1に、越境軍事活動の実行国トルコの主張を検討し、第2に、相手国イラクをはじめとする他国や国際機構が当該行動にどのような法的評価を与えたかを分析する。これらの分析を踏まえた上で、最後に、本実行を、緊急避難がかかる越境掃討活動の法的根拠となりうることを示す国家実行と評価しうるかについて検討する。

なお、諸国家の見解の検討にあたっては、一定の武力行使類型（敵対武装集団への越境掃討活動）への緊急避難の適用可能性に関する一般論が重要であり、その国家が本件行動を違法と判断したかは二次的な問題である。規範レベルで緊急避難の適用可能性を認めつつ、本件の事実に照らして、緊急避難の要件不充足ゆえに違法と非難する場合もありうるからである。

(5) 拙稿 前掲註(1)1047-48, 1057-1058頁。

(6) 拙稿 前掲註(1)1057-1059頁。

1. 事 実

クルド人⁽⁷⁾は「国家を持たない世界最大の民族集団」と言われる。イラン語系のクルド語をもち、多くはイスラム教スンニ派だが、一部はシーア派である。第1次世界大戦後、クルド人居住地域はトルコ、イラン、イラクの3カ国に分断された。一部はシリアやアルメニアにも居住している。中でもトルコは、長く同化政策を採ってクルド人の存在を認めず、その不満がクルド人の多い同国南東部の分離独立を求める PKK (Partiya Karkerên Kurdistan, Kurdistan Workers Party, クルディスタン労働者党)⁽⁸⁾の創設とその武力闘争の土壌となってきた。トルコ政府の弾圧を受けた PKK は、北イラクのトルコ国境周辺地域からトルコに対してゲリラ攻撃を展開してきた。なお、北イラクのより広い範囲で勢力を有する他のクルド人組織としては、PUK (Yekîtiya Nîstimanperwerê Kurdistan, Patriotic Union of Kurdistan, クルディスタン愛国者同盟)⁽⁹⁾と

(7) クルド人の動向として、以下を参照。S. C. ペレティエ (前田耕一訳) 『クルド民族——中東問題の動因——』(1991), 中川喜与志 『クルド人とクルディスタン——拒絶される民族——』(2001), 勝又郁子 『クルド・国なき民族のいま』(2001), 松浦範子 『クルディスタンを訪ねて——トルコに暮らす国なき民』(2003), 中島由佳利 『新月の夜が明けるとき——北クルディスタンの人びと』(2003)。

(8) 設立は1978年。アブデュッラー・オジャラン (Abduallah Öcalan) を指導者とする (1999年2月にケニア・ナイロビでトルコ軍特殊部隊により身柄拘束)。1984年以来、トルコ政府に対して武力闘争を展開する。1998年まではシリア政府からの支援を得ていた。イラク KDP とは武力対立を続けている。1999年9月に武力闘争の放棄を声明し、クルド人の言語的・文化的権利などを要求する路線に転換したと言われる。以上について、中川 前掲註(7)247-248頁。

(9) 1975年設立。指導者はジェラル・タラバーニ (Jalal Talabani) (2005年4月、イラク大統領に就任)。イラク KDP とは1994年以来、武力対立を続けていた。PKK とは緩やかな友好関係にあったが、1998年イラク KDP との間のワシントン協定 (米国が仲介) 以降、対立関係へ転換した。イラン政府から支援を受けており、米国からの支援もある。中川 前掲註

イラク KDP (Partîya Demokrat a Kurdistan'a Iraq, Kurdish Democratic Party, イラク・クルディスタン民主党)⁽¹⁰⁾がある。

湾岸戦争が終わると、北緯36度以北と北緯32度以南（後に北緯33度以南に拡大）のイラク領において、イラク軍機の飛行禁止区域が設定され、事実上イラクは3分割された⁽¹¹⁾。特に北緯36度以北の区域は、1991年4月に、米英仏3ヵ国がクルド人保護を理由として設定したものである（後にフランスは離脱）。その結果、イラク北部にイラク政府の取締りが及びにくくなったことなどから、同地域においてクルド人諸勢力の活動が活発化した。特に PKK による越境ゲリラ活動に悩むトルコによれば、北イラクはテロリストの聖域になってしまったという⁽¹²⁾。そこでトルコは、北イラクの PKK ゲリラを掃討するために、度重なる越境軍事活動を実行した。軍事活動のたびに、イラク外務省は在バグダッドのトルコ大使館に抗議の書簡を送り続けた。イラク政府によれば、1991年8月7日から1996年7月18日までの5年間で、抗議書簡⁽¹³⁾の数は100通に上る。特に規模の大きな越境軍事作戦は、1995年3～4月と1997年5月の2回だと⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

(7) 249-250頁。

(10) 1945年設立。指導者はメスッド・バルザーニ (Massoud Barzani)。PKK とは武力対立を続けている。PKK という共通の敵を持つことから、1980年代よりトルコ政府と緊密な軍事協力関係を有する。米国からの支援もあるが、1996年に PUK と武力衝突したときにはイラク・フセイン政権に支援を要請した。1998年、PUK との間でワシントン協定を結ぶ（米国が仲介）。中川 前掲註(7)248-249頁。

(11) この措置が安保理決議678や湾岸戦争停戦決議687の授権の範囲内か否かの問題がある。松田竹男「国際連合の集団安全保障——その歴史、現状、課題」国際94巻5・6合併号83頁（1996）。

(12) アフメト・ダブトゥール「トルコの外交政策と中東」海外事情（拓殖大学）46巻5号85頁（1998）。山内昌之「イラク分割とクルド独立」世界629号158頁（1996）も参照。

(13) リストは以下に示されている。S/1996/641（9 August 1996）。

(14) KEESING'S RECORD OF WORLD EVENTS (*hereinafter* KEESING'S) 40473-40474（1995）。このときの作戦は、1995年3月20日に開始され、3万5千

言われている⁽¹⁶⁾。

それでは、このような軍事行動の法的根拠について、トルコ政府はどのような見解を示したのだろうか。

II. トルコの主張

トルコ首相は、当該軍事活動の目的について、「無辜のトルコ人民を狙ったテロ組織の根源を根絶やしにするため」⁽¹⁷⁾であると説明した。この点について、国連トルコ代表部の臨時代理大使が、安保理議長への書簡で、より詳しく述べている。(以下、引用文の下線はすべて筆者による)

「周知の理由により、イラクは、1991年以来、自国北部において権力を行使できないので、トルコは、自国に対するテロ行為の準備のための領域使用を防止する国際法上の義務の履行を、イラク政府に求めることができません。このような状況において、トルコが自国の安全確保のために不可欠の正当な措置に訴えたことは、イラクの主権侵害とみなすことはできません。本拠とする隣国から活動するテロ組織の露骨な越境攻撃によって自国の領土保全が絶え間なく脅かされており、かつ、当該隣国がその攻撃を終わらせることができないときには、いかなる国家も、何もしないままであることを期待されるはずがありません。世界の人々に説明したように、時間と範囲が限定された今回の行動は、このような枠組みの中で実行されま

名の軍人が参加した。4月7日には最初の撤退が始まった。トルコ軍報道官によれば、4月25日までに2万名が撤退したという。KEESING'S 40522 (1995). その後5月4日に撤退完了が宣言された。KEESING'S 40563 (1995).

(15) KEESING'S 41651-2 (1997). このときの参加兵力は5万に上るといふ。

(16) Constantine Antonopoulos, *The Unilateral Use of Force by States after the end of the Cold War*, 4 JOURNAL OF ARMED CONFLICT LAW 140-141 (1999).

(17) KEESING'S 40473 (1995).

(18)
した。」

さらに、1996年の別の書簡（国連事務総長および安保理議長宛）において、トルコ外務大臣は、上記の内容をより明確化している。

「いかなる国家も、他国におけるテロ行為実行に向けた自国領域内での組織的活動を黙認しない義務を特に負っています。まさにこの原則により、隣国がかかる攻撃のための自国領域使用を防止する気がない (unwilling) または防止できない (unable) 場合には、当該隣国内からの攻撃より自己を守るために必要かつ適切な武力 (necessary and appropriate force) に訴えることが避けられなくなります。……トルコが自国の安全確保のため不可欠の措置に訴えたことは、自己保存および緊急避難の原則 (the principle of self-preservation and necessities) に由来し、イラクの主権の侵害とみなすことはできません。繰り返し述べてきたように、イラクが責任能力を回復しその結果としての国際法上の義務を履行する状況になるまで、トルコは、当該地域からの現存するテロの脅威を除去し、地域の平和と安定の維持を危険にさらしうるいかなる新事態をも防ぐために、必要かつ適切な措置をとらなければなりません。」⁽¹⁹⁾

上記のトルコの主張によれば、許容される越境軍事活動の要件は、1) 隣国からのテロ攻撃により、自国の安全・領土保全が脅かされていること、2) 隣国がテロ攻撃のための自国領域使用を防止する気がないまたは防止できない状態であること、3) とられる越境軍事活動が、テロ集団の攻撃から自己を守るという目的に照らして、必要かつ適切であること⁽²⁰⁾（例：時間と範囲の限定性）の3点である。かかる要件を満たす活動

(18) S/1995/605 (24 July 1995).

(19) S/1996/479 (2 July 1996).

は、「自己保存および緊急避難の原則」を基礎とし、相手国の主権・領土保全を侵害するものではなく、国際法上許容されるという。

このようなトルコの主張を緊急避難と解釈する論者が存在している。ローセンは、トルコの声明について、「どうも緊急避難の主張により調和しているように思える」と述べる⁽²¹⁾。ガッツィーニも、対テロ軍事活動の法的根拠を緊急避難に求めた上で、最近の事例としてトルコ政府の主張を挙げる⁽²²⁾。彼らが特に着目するのは、トルコ政府が、他国へのテロ行為実行のために自国領域を使用させないよう努めるイラクの義務に言及しつつ、当該義務違反の存在を必ずしも明言しなかったことであり、これが緊急避難の特徴を示すとしている⁽²³⁾。

もっとも、その一方で、自衛と解釈する立場もある。ディンスタインは、他国で武装準備する武装集団掃討のための武力行使を緊急避難と位置づける立場を批判した上で、自衛（具体的には、その一類型たる「域外法執行 (extra-territorial law enforcement)」)⁽²⁴⁾に根拠を求める。その上で、そのような国家実行の1つとして、本件トルコの実行を挙げる⁽²⁵⁾。ま

(20) さらに、トルコ外務大臣は、他の書簡において、次のように述べている。「トルコ政府は、テロリズムから、自国の正当な安全確保の利益 (its legitimate security interests) を保護し、国境を防護し、人民を守るために、すべての適切な措置 (all appropriate measures) をとることを決意しています。」S/1997/7 (3 January 1997). 外相は、次の書簡でも同様のことを述べる。S/1997/552 (18 July 1997).

(21) Laursen, *supra* note 4, p. 517.

(22) GAZZINI, *supra* note 4, pp. 206-207. もっとも、彼は、トルコには安保理付託という手段が残されていたこと、および軍事活動が一時的なものに終わらなかったことから、緊急避難の要件の充足性を疑問視している。*Ibid.*, p. 209.

(23) *Ibid.*, p. 206.; see Laursen, *supra* note 4, p. 517.

(24) YORAM DINSTEIN, WAR, AGGRESSION AND SELF-DEFENCE 213-217 (3rd ed., 2001). 曰く、「武装集団に対する越境武力行使は、歴史上、自衛のテーマに結びつけられている。そのへその緒を切る理由などない」。 *Ibid.*, p. 217.

(25) *Ibid.*, p. 218.

た、アントノポウロスによれば、トルコ政府は、1995年3～4月の軍事行動について、「自衛および「追跡」の権利」を法的根拠として主張したという。⁽²⁶⁾

また、グレイとオルソンは、トルコの主張について、伝統的な自己保存権理論と位置づけている。⁽²⁷⁾

このように、トルコの主張の解釈をめぐることは、論者の間で解釈が分かれている。これは、トルコ政府がいかなる実定国際法規範に依拠しているか、必ずしも明確ではなかったことに起因しているように思われる。いずれにせよ、本実行を評価するためには、他国によるトルコの行動の法的評価も分析する必要がある。そこで、次に、相手国イラクをはじめとする他の諸国家の反応を見てみよう。

(26) もっとも、彼は、「トルコは、PKKの反乱行為から自己を守る権利を有する」ことを認めつつも、PKKはあくまでもトルコ内で活動していて、北イラクからの越境攻撃など仕掛けていないとして、自衛の要件が充足されていないとする。なお、彼は、1997年5月の行動についてトルコ政府が主張した根拠を、別のクルド人組織たるイラク KDP からの介入要請の存在と解釈した上で、北イラク地域の正統政府ではないイラク KDP はかかる要請権限を有さないことを理由として、この根拠も斥けている。Antonopoulos, *supra* note 16, pp. 140-142.; Costas Antonopoulos, *The Turkish Military Operation in Northern Iraq of March-April 1995 and the International Law on the Use of Force*, 1 JOURNAL OF ARMED CONFLICT LAW 52-53 (1996).

(27) 彼らは、トルコの主張内容について、「緊急避難および自己保存という19世紀の原則」であり、「時代遅れの概念」であって、「武力行使に関する通常の国際法概念への依拠の著しい欠如」だと批判する。つまり、今となっては時代遅れとなった伝統的な自己保存権理論を蒸し返すものとして批判的に解釈しているのである。Christine Gray and Simon Olleson, *The Limits of the Law on the Use of Force: Turkey, Iraq and the Kurds*, 12 FINNISH Y.B. INT'L L. 383, 407 (2001).

Ⅲ. 他国および国際機構によるトルコの行動の法的評価

1. 批判の理論的根拠

<イラク>

自国領内への侵攻を受けたイラク政府は、軍事活動のたびに、これらを侵略行為として非難する書簡を国連に送り続けた。⁽²⁸⁾ 侵攻を受けた国家

(28) S/22925 (12 August 1991).; S/22926 (12 August 1991).; S/22943 (14 August 1991).; S/23141 (14 October 1991).; S/23152 (17 October 1991).; S/23153 (20 October 1991).; S/23183 (31 October 1991).; S/23193 (4 November 1991).; S/1995/254 (31 March 1995).; S/1995/272 (7 April 1995).; S/1995/361 (19 April 1995).; S/1995/540 (6 July 1995).; S/1996/401 (31 May 1996).; S/1996/561 (17 July 1996).; S/1996/578 (30 July 1996).; S/1996/626 (5 August 1996).; S/1996/641 (9 August 1996).; A/51/343 (10 September 1996).; S/1996/731 (10 September 1996).; S/1996/762 (16 September 1996).; A/51/438, S/1996/812 (30 September 1996).; S/1996/860 (16 October 1996).; S/1996/926 (7 November 1996).; S/1996/951 (17 November 1996).; S/1996/1018 (5 December 1996).; S/1996/1033 (11 December 1996).; S/1996/1041 (16 December 1996).; S/1997/24 (10 January 1997).; S/1997/72 (21 January 1997).; S/1997/129 (14 February 1997).; S/1997/158 (25 February 1997).; S/1997/318 (16 April 1997).; S/1997/354 (6 May 1997).; S/1997/376 (16 May 1997).; S/1997/379 (18 May 1997).; S/1997/391 (21 May 1997).; S/1997/393 (26 May 1997).; S/1997/399 (27 May 1997).; S/1997/420 (2 June 1997).; S/1997/436 (5 June 1997).; S/1997/461 (16 June 1997).; S/1997/664 (25 August 1997).; S/1997/748 (26 September 1997).; S/1997/968 (10 December 1997).; S/1998/126 (16 February 1998).; S/1998/456 (2 June 1998).; S/1998/509 (15 June 1998).; S/1998/1047 (9 November 1998).; S/1998/1049 (9 November 1998).; S/1999/196 (23 February 1999).; S/1999/441 (19 April 1999).; S/1999/560 (14 May 1999).; S/1999/580 (19 May 1999).; S/1999/610 (26 May 1999).; S/1999/778 (12 July 1999).; S/1999/840 (2 August 1999).; S/1999/1028 (5 October 1999).; S/1999/1188 (18 November 1999).; S/1999/1222 (6 December 1999).; S/1999/1225 (7 December 1999).; S/1999/1231 (9 December 1999).; S/1999/1279 (27 December 1999).; S/2000/306 (11 April 2000).; S/2000/353 (28 April 2000).; S/2000/475 (24 May 2000).; S/2000/

が当該行動を違法として批判するのは、ある意味当然のことである。むしろ本稿の検討において問題となるのは、その理論的根拠である。すなわち、イラクが、敵対武装集団への越境掃討活動には何ら実定国際法上の根拠が存在せず、それゆえにトルコの行動を違法とみなした（＝規範レベルで批判）のか、それとも、一定の法理（緊急避難など）で許容される可能性があるものの、本件行動はその要件を充足しないので違法とした（＝当てはめレベルで批判）のかである。

この点で注目されることとして、トルコが直面する危機は、トルコ自身による北イラクのクルド人組織（PKK 以外）への支援や、イラク政府による治安維持を妨害する飛行禁止区域設定への協力によって、すなわち、トルコの寄与によって生じたという論法が散見されることである。例えば、1996年7月中旬の安保理議長宛書簡において、イラク外務大臣は次のように述べた。

「トルコ外相からの書簡でなされた言い訳は、現場で起きている現実とは何ら関連がありません。事実、トルコ政府は、イラクのクルド人反逆者や無法者との協力や同調活動および彼らへの支援ゆえに、北イラクにおける正統権力不在についての責任の大きな一部を負っています。……トルコはまた、北イラクに軍事的に介入しそこでイラク政府の国家主権を行使させないことを目的とする、自国領域での米英軍の展開に同意しています。結果として、トルコ政府は、自ら積極的かつ直接的に創出に関与してきた異常状態について、緊急避難（necessity）または自衛の正当な権利（the legitimate right to self-defence）を主張することはできないのです。」⁽²⁹⁾

546 (7 June 2000).; S/2000/736 (26 July 2000).; S/2000/750 (31 July 2000).; S/2000/833 (28 August 2000).; S/2001/31 (10 January 2001).; S/2001/1010 (25 October 2001).; S/2002/61 (15 January 2002).; S/2002/150 (7 February 2002).; S/2002/803 (22 July 2002).

このように、イラク外相は、トルコの主張を緊急避難または自衛権のどちらかと捉えた上で、いずれにしても、異常状態の発生にトルコが寄与している⁽³⁰⁾ので、これらの概念を援用することができないと述べている。逆に言えば、異常状態の発生がトルコの寄与によるものではなかったならば⁽³¹⁾、緊急避難または自衛権行使として、その軍事活動が法的に許容される可能性があったとも解釈されそうである。

しかし、他の書簡を見ると、トルコの寄与は批判根拠の一つに過ぎなかったように感じられる。1998年11月の安保理議長宛書簡において、イラク外務大臣は次のように述べている。

「イラク政府は、トルコ軍により犯された、記憶に新しいこれらの侵略行為や侵害を強く非難し、度重なるイラク領域への侵攻を正当

(29) S/1996/561 (17 July 1996).

(30) イラク外相は、別の書簡でも、トルコの寄与を批判している。「トルコ政府の言い訳にもかかわらず、トルコ政府が、本活動について完全な責任を負っています。なぜなら、特に、トルコ政府の主張に反して、イラクは当該状況について少しも責任がないからです。当該状況は、実は、北イラクに軍事的に介入し、イラクによる当該領域の国家主権行使を妨げることを目的とした、当該地域の事情への米国の介入政策と、トルコ領域における米英軍の展開の帰結なのです。」S/1995/272 (7 April 1995). その他、同内容の書簡として、S/1997/129 (14 February 1997).; S/1998/126 (16 February 1998).; S/1998/456 (2 June 1998).; S/1998/1047 (9 November 1998).; S/1998/1049 (9 November 1998).

(31) トルコの国連大使は、次のように述べて、寄与を否定している。「トルコは、イラクが北部領域の支配能力を失ったことによるトルコの安全への悪影響を受け容れることはできないしそのつもりもありません。トルコには、当該地域におけるイラクの支配能力欠如について責任がありません。」A/51/468, S/1996/836 (8 October 1996). 同様に寄与を否定する書簡として、A/51/550, S/1996/872 (23 October 1996).; S/1997/7 (3 January 1997). 米国も寄与の批判について反論を試みている。U.S. DEPARTMENT OF STATE, DAILY PRESS BRIEFING [*hereinafter* U.S. BRIEFING], 28 March 1995, 5 September 1996.

化するためにトルコにより提出された口実を全面的に拒絶します。
反逆者分子の活動を止めさせるために彼らを追跡しているという主張により、
イラク領域に侵入し侵害する権利がトルコ軍に与えられるものではありません。トルコには、そのような侵略活動の取るに足らない口実をねつ造する習性があります。同時に (At the same time), 米国および英国政府と協力して違法な飛行禁止区域を課すというトルコ政府の政策が、北イラクにおける異常な状況を創り出してきました。⁽³²⁾」

このように、イラク外相は、書簡の前半部分で「反逆者分子の追跡」を理由とした越境軍事活動を違法として批判した後に、「同時に」トルコによる飛行禁止区域維持への協力が、武装集団の横行という異常な状態を創出させたと述べ、並列的にトルコの寄与についても非難している。このような並列的な言い回しに着目するとき、イラクの立場によれば、たとえトルコ政府による寄与がなかったとしても、本件行動が法的に許容される可能性はなかったと解釈すべきである。すなわち、イラクは、敵対武装集団への越境掃討活動には実定国際法上の根拠がそもそも存在しないゆえに、トルコの行動は違法だと批判したのである。

<その他の諸国および国際機構>

イラクのみならず、その他の多くの国々も、トルコの越境軍事活動を非難している。1995年3月の大規模作戦開始後には、フランス、ドイツ、

(32) S/1998/1047 (9 November 1998). 国連事務総長宛の次の書簡もほぼ同文である。S/1998/1049 (9 November 1998).

(33) フランス外相は、トルコの行動を、イラクの主権侵害として非難した。Laursen, *supra* note 4, p. 515. さらに、彼は、EUとトルコの間の関税同盟協定の欧州議会通過に疑いが生じたと警告した (KEESING'S 40474 (1995).; Antonopoulos, *supra* note 26, p. 34.). また、トルコ外相 (Erdal Inonu) がフランスを訪問して軍事行動に理解を求めた際にも、フランス政府は支持

スペインの外相（それぞれ Alain Juppé, Klaus Kinkel, Javier Solana⁽³⁴⁾ Madariaga）がトルコの首都アンカラを訪問し、撤退を要求している。

ドイツ首相 Helmut Kohl は、3月28日に、1億700万米ドル相当の軍事援助の凍結を発表した。⁽³⁵⁾ オランダ⁽³⁶⁾やノルウェーも、ドイツと同様に、トルコへの武器売買を停止した。⁽³⁷⁾ また、デンマーク外相は、トルコの行動はイラクの領土保全を侵害し、受け入れられないと述べた。⁽³⁸⁾ さらに、ロシアの副外務大臣は、トルコの侵攻について安保理決議を要求するつもりだと述べた。⁽³⁹⁾ 加えて、リビア政府は、侵略行為（act of aggression）たるトルコの行動はイラクの国家主権の侵害であり、国連憲章などの国際法に違反すると非難した。⁽⁴⁰⁾ さらに、アラブ連盟諸国の声明は、トルコの活動はイラクの領域を侵害するものであり、国連憲章の原則、人権保

を表明しなかった（KEESING'S 40522 (1995).）。さらに、フランス政府は、トルコへの軍事援助の凍結も発表している（U.S. BRIEFING, 31 March 1995.）。

(34) KEESING'S 40474 (1995).; Antonopoulos, *supra* note 26, pp. 33-34. 米国国務省ブリーフィングでも、多くの NATO 加盟国がトルコの行動に強く反対していることが述べられている（U.S. BRIEFING, 22 March 1995.）。

(35) KEESING'S 40474 (1995).; U.S. BRIEFING, 27 March 1995, 31 March 1995.; Antonopoulos, *supra* note 26, p. 34. また、トルコ外相がドイツを訪問して軍事行動に理解を求めた際にも、ドイツ政府は支持を表明しなかった（KEESING'S 40522 (1995).）。ドイツとトルコの関係については、藤原豊司「EU 拡大にトルコの暗雲——キプロス加盟も難航」海外事情（拓殖大学）46巻5号104-108頁（1998）参照。

(36) オランダで主に PKK 系の亡命クルド人による「亡命議会」設立が発表された（1995年4月12日）ことに対するトルコの抗議に対して、オランダ政府は、明確にテロ活動とリンクしていない限り議会を閉じさせる法的権限はないと主張し、その抗議を斥けている。KEESING'S 40522 (1995). 勝又 前掲註(7)22頁参照。

(37) KEESING'S 40522 (1995).

(38) U.S. BRIEFING, 31 March 1995.

(39) U.S. BRIEFING, 5 September 1996.

(40) S/1995/566 (12 July 1995).

護などの国際法に違反すると主張した。⁽⁴¹⁾また、湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council；構成国＝サウジアラビア，クウェート，バーレーン，カタール，アラブ首長国連邦，オマーン）の閣僚会議声明は，トルコの活動について「深い懸念」を示し，「当該地域の安全と安定への悪影響」や「国際の平和および安全への脅威」と判断して，撤退を求めた。⁽⁴²⁾加えて，非同盟諸国運動（Movement of Non-Aligned Countries）の閣僚会議最終文書は，トルコの軍事活動について，次のように批判している。

「我々は，イラク領域内に隠れるゲリラ分子と戦うという口実でイラクの領土保全を侵害するトルコ軍の度重なる行動を，強く非難する。……我々はまた，これらの行動を正当化するべくトルコにより採られたいわゆる「追跡（hot-pursuit）」措置は，国際法および国家間の実行規範に相反するものであり，これを拒絶する。」⁽⁴³⁾

国際機構の反応も厳しいものだった。欧州議会は即時撤退要求を決議した（1995年4月6日）。⁽⁴⁴⁾加えて，欧州連合外相理事会による共同声明も，遅滞なき撤退をトルコに要求している（1995年4月10日）。⁽⁴⁵⁾欧州連合首脳会議議長国（当時オランダ）も，クルド人の人権侵害の点から，

(41) S/1997/416 (4 June 1997).; S/1996/796 (26 September 1996).

(42) A/52/168, S/1997/429 (3 June 1997).

(43) S/2000/580, A/54/917 (16 June 2000).

(44) Gray and Olleson, *supra* note 27, p. 402.; see U.S. BRIEFING, 7 April 1995.

(45) KEESING'S 40522 (1995). 具体的には次のように言われた。「欧州連合は，トルコが直面するテロリズム問題の重大性を自覚している。しかしながら，北イラクにおける軍事介入についての懸念を再び表明する。……欧州連合は，北イラクで活動するすべてのトルコ部隊の遅滞なき撤退遂行を望むことを再確認する。」

<http://www.doc.diplomatie.gouv.fr/BASIS/epic/www/doc/DDW?M=1&K=978960392&W=DATE+%3C%3D+%2730.04.1995%27+AND+TITRE+PH+ANY+%27turquie%27+ORDER+BY+DATE/Descend>

トルコの軍事活動を批判する声明を出した⁽⁴⁶⁾（1997年5月16日）。さらに、欧州審議会（Council of Europe）の議員総会（Parliamentary Assembly）は、6月末までに撤退に向けての大きな進展がなければ、欧州審議会へのトルコの加盟を止めるよう閣僚委員会（Governing Committee of Ministers）に要請することを決議した⁽⁴⁷⁾（1995年4月26日）。

以上のように、多くの国家や国際機構が、トルコの活動を批判した。少なくともそれらの一部は、単なる政治的な非難に止まらず、イラクの主権侵害やクルド人の人権侵害など、すなわち国際法違反を非難する内容になっている。それでは、これらは、武装集団の掃討行動には、何ら実定国際法上の根拠が存在せず、そもそも国際法違反という立場（＝規範レベルで批判）なのか、それとも、一定の法理で認められる可能性があるものの、本件事実に照らして、トルコの行動はその要件を充足していないので、違法とする立場（当てはめレベルで批判）なのだろうか。この点、上記の批判を見る限り、当てはめレベルの批判にとどまらないように思われる。というのも、北イラクのPKKが実際上トルコにとって脅威とはなっていないとか、トルコによる軍事活動が実際にはPKK掃討に向けられたものではないなどといった具体的事実を問題にして、トルコの主張を斥けているわけではないからである。したがって、全体として、武装集団への越境掃討活動を許容する国際法規範の存在自体に否定的、または少なくとも消極的な立場だと評価すべきだろう⁽⁴⁸⁾。特に、非同盟諸国運動の閣僚会議最終文書（「これらの行動を正当化するべくトルコにより採られたいわゆる「追跡（hot-pursuit）」措置は、国際法

(46) A/52/157 (27 May 1997).

(47) KEESING'S 40522 (1995).; U.S. BRIEFING, 25 April 1995.; GAZZINI, *supra* note 4, p. 209. 翌日（1995年4月27日）、トルコ副首相はこの決議を「明らかに誤りである」として批判した。KEESING'S 40522 (1995).

(48) 同様の立場として、Michael Bothe und Torsten Lohmann, *Der türkische Einmarsch im Nordirak*, 5 SCHWEIZERISCHE ZEITSCHRIFT FÜR INTERNATIONALES UND EUROPÄISCHES RECHT 443-449, 453-454 (1995).

および国家間の実行規範に相反するものであり、これを拒絶する。)などは、そのように解釈される。

もっとも、その一方で、トルコの行動に支持を与えたり理解を示した国々もあった。それらの国々は、トルコの行動の法的根拠として、緊急避難を念頭においていたのだろうか。

2. 支持または理解を示した国々の見解

<米国>

米国政府は、トルコの行動を基本的に支持することを表明した。⁽⁴⁹⁾もちろん、これには、トルコの戦略的重要性という政治的背景があり、国務省報道官もこれを認めている。⁽⁵⁰⁾トルコはNATOの一員であるだけでなく、イラン、イラク、シリアという反米国家と国境を接する。このような国家との友好関係維持は、外交上極めて重要なことなのである。しかし、そのような中にも、米国は、当該行動について何らかの法的根拠を示唆していないだろうか。

1995年のトルコ軍による大規模軍事活動の最中、国務省の定例ブリーフィングにおいて、次のようなやりとりがあった(1995年3月27日)。

「質問：あなたは、米国政府にとって、これ [=トルコの越境軍事活動] が自衛 (self-defense) の問題だと言いましたか。

報道官：我々がこれを自衛の問題と言いつけてきたかどうかは定かではありません。

.....

質問：あなたは、先ほど、米国政府がこの行動を正当な自衛行為だとは述べていないと言いましたね。我々は、先週、若干のガイダンスをいただきました。我々の解釈が間違ってい

(49) KEESING'S 40522 (1995).

(50) U.S. BRIEFING, 31 March 1995.

敵対武装集団掃討のための越境軍事活動と緊急避難理論

たのかもしれませんが、そこでは、かなり明確に、米国政府はこれを正当な自衛行為と考えていることが述べられていました。そのようなわけで、米国政府はどのように考えているか、すなわち、国際法上、これを正当な自衛行為と考えているかどうかについて、お話し願えないでしょうか。

報道官：戻った上で、我々が先週言ったことについて確認したいと思いますが、私が思うに、先週我々が議論していたことは、特に外国から生ずるテロ行為より自己を守るために国家が採りうる行動に関する、国際法の一般的な状況⁽⁵¹⁾についてだったと思います。」

以上のやりとりを見る限り、トルコの行動が自衛行為か否かについての執拗な質問に対して、国務省報道官が、自衛概念への言及を避けようとしていた節がある。また、次の日（1995年3月28日）には以下のようなやりとりがある。「あなたは、北イラクにおける行動をいまだに自衛行為（a self-defense act）と見ていますか？」という質問に対して、国務省報道官は、次のように返答した。

「国家は、隣国が越境攻撃のための自国領域使用を阻止する気がない（unwilling）または防止できない（unable）場合には、当該隣国内からの攻撃より自己を守る権利を有することを、我々は認めてきています⁽⁵²⁾。」

このように、報道官は、トルコの行為が自衛行為か否かの質問に対して、越境軍事活動についてのトルコの権利を認めつつ、自衛概念には必ずしも明確に言及していない。

(51) U.S. BRIEFING, 27 March 1995.

(52) U.S. BRIEFING, 28 March 1995.

しかし、その後、国務省報道官は、トルコの軍事活動について、次のように述べるに至った（1995年7月7日）。

「以前、3月に類似の活動があったときに指摘したように、国連憲章上、国家は、隣国が越境攻撃のための自国領域使用を阻止する気がない（unwilling）または防止できない（unable）場合には、当該隣国からの攻撃より自己を守る権利を原則として有します。……北イラクは疑いなくそのような場合に当たります。……我々は、この地域全域におけるイラクの主権を承認しつつも、イラク政府が北イラク人民の福利の保証能力を示しているとは思いません。それゆえ、このような PKK の攻撃を防止できる統治体は存在しないのです。彼らから自己を守るのはトルコの責務です。そこで、我々は、PKK に立ち向かうためのトルコによるすべての正当な努力を完全に支持します。PKK は何度か指摘してきたように、冷酷かつ生かしてはおけないテロ組織であり、トルコ領内の安全への真の脅威を引き起こしているのです。……我々は、この状況を国連憲章上の正当な自衛（legitimate self-defense under the U.N. Charter）と性格付ける⁽⁵³⁾でしょう。」

答弁の前半部分は、3月28日の答弁内容と同じ趣旨である。しかし、その根拠となる実定国際法規範として、報道官は、「国連憲章上の正当な自衛」⁽⁵⁴⁾に言及していることが注目されるのである。

(53) U.S. BRIEFING, 7 July 1995.

(54) 前述したように、リビア政府は、トルコの行動を批判したが、その際、米国による自衛での正当化に対しても批判の矛先を向けている。「本作戦の口実として、トルコ政府は、自国の軍隊が敵対するクルド人分子を追跡していると主張しました。残念ながら、この作戦は、安保理常任理事国たる大国により支持されてきました。1995年7月7日、米国務省報道官は、……アンカラ政府が単に自衛権を行使しているだけという見解を米国が採

以上見てきたように、米国政府は、隣国がテロ攻撃のための領域使用を防止する気がないまたはできないときには、当該攻撃から自己を守るために武力行使する権利があるという理論を主張した。これは、トルコの主張と基本的に同じである。その上で、米国政府は、当初は逡巡しつつも、最終的には、これを国連憲章上の自衛権に根拠づけるに至ったのである。⁽⁵⁵⁾

<英国>

英国政府は、トルコの軍事活動について、必ずしも支持を表明したわけではないと言われる。⁽⁵⁶⁾しかし、違法との非難もしていない。1995年4月、「北イラクへのトルコの侵入は国連憲章第2条4項違反と考えられるか否か。もしそうであるなら、安保理で本問題を議題に挙げるつもりか否か。」という質問に対して、外務閣外大臣（Minister of State, FCO）の Baroness Chalker of Wallasey は次のような書面回答を示した。

っていると述べました。国家主権の侵害を構成し、あらゆる綱領や国際的規則、まず第一に国連憲章に違反するような本件侵略行為について、安保理が労をとっていないのは、残念なことです。このような冷淡さは、国連が、安保理にダブル・スタンダードを強いるたった一つの加盟国 [=米国] の支配下にあることを証明しています。」(S/1995/566 (12 July 1995).)

(55) 同様の解釈として、Laursen, *supra* note 4, p. 517.; see Gray and Olleson, *supra* note 27, pp. 391-395.; see CHRISTINE GRAY, INTERNATIONAL LAW AND THE USE OF FORCE 116 (2nd ed., 2004). なお、米国は、行動の範囲・期間の限定性や北イラク住民（主にクルド人）の権利保護を強調している。特に、トルコが約束した軍事活動期間の限定性について、米国はその約束履行を繰り返し求め、またその約束が履行されているからこそ、当該行動を容認するという立場を何度も表明していた (U.S. BRIEFING, 20 March 1995, 24 March 1995, 27 March 1995, 28 March 1995, 31 March 1995, 7 April 1995, 25 April 1995, 5 September 1996, 9 September 1996, 6 November 1996, 21 May 1997, 3 June 1997, 12 June 1997, 13 June 1997.)

(56) KEESING'S 40522 (1995).

「トルコ政府は、北イラクにおける作戦は一時的なものであり、PKKによる北イラクからトルコへの攻撃実施能力を破壊することのみを狙ったものであると説明した。侵入が国連憲章第2条4項に違反するか否かについて、国連では何の決定もなされていない。⁽⁵⁷⁾」

このように、国連憲章第2条4項違反の有無の質問に対して、国連の態度が不明であると述べるだけで、自国政府の立場を明らかにすることを避けている。もっとも、トルコの軍事活動の期間・対象の限定性に触れていることから、当該作戦に一定の理解を示しているとも感じられる。では、法的に許容される場合があるという立場なのだろうか。

1997年5月14日、外務閣外大臣の Douglas Henderson は、次のような声明を出した。

「我々は、トルコ軍が、PKK に対する措置として、北イラクとの国境を越えて前進していると報じられていることを懸念しています。英国は、テロの脅威への取組の難しさを認めています。我々は、自己の領土保全を維持し、正当な安全確保利益を保護するというトルコの意図を支持しています。我々は、そのような利益の保護のために必要な措置を超えないよう、トルコ国民に促しています。我々は、イラクの領土保全に挑む願望がトルコにないことを理解しています。我々はまた、イラクの領土保全を尊重しています。我々は、南東トルコにおける問題が軍事的手段のみによって解決されうとは思いません。我々はまた、人権を尊重し、当該地域における無辜の文民を危険にさらすかもしれない行動を避けることの重要性をトルコ国

(57) The Parliamentary Debates, House of Lords, 5th series, Vol. 563, Column WA 35 (6 April 1995).; *United Kingdom Materials on International Law 1995*, 66 BRIT.Y.B.INT'L L. 725 (1995).; GAZZINI, *supra* note 4, p. 209.; Gray and Olleson, *supra* note 27, pp. 393-394.

民に強調してもいます。⁽⁵⁸⁾」

また、同月に、度重なるトルコの越境軍事活動が国連憲章に違反するか否かについて貴族院で質問されたとき、外務政務次官補（Parliamentary Under-Secretary of State, FCO）の Baroness Symons of Vernham Dean は次のように述べた。

「我々は、トルコに、自己の利益保護のために必要な措置を超えないよう迫ってきました。……我々は、当該問題の解決方法は政治的であって軍事的なものではないことをトルコに力説したいと思えます。……他国領域への進入については、私は懸念を表明してきました。しかしながら、同時に、我が政府は、自己の領土保全を維持し、自己の正当な安全確保利益を保護するというトルコの意図を理解しています。⁽⁵⁹⁾」

このように、トルコが軍事的手段を選択したことやクルド人住民などの人権侵害の可能性を懸念しつつも、一方で、自己の正当な安全確保利益を保護するというトルコの意図に理解を示した。「意図の理解」という微妙な表現にとどまっている点には注意が必要だが、安全確保のために必要な限度内であれば、越境軍事活動が法的には是認される余地があることを認めているようにも解釈しうるであろう。それでは、是認されうるとすれば、それはいかなる実定国際法上の根拠によるのであろうか。

この点注目されるのは、1997年12月2日の貴族院での議論である。質問に対して、外務政務次官補は次のように答えた。

(58) *United Kingdom Materials on International Law 1997*, 68 BRIT.Y.B.INT'L L. 630 (1997).

(59) *The Parliamentary Debates, House of Lords*, 5th series, Vol. 580, Column 500, 502 (22 May 1997).

「我々は、北イラクにおける戦闘への最近のトルコの関与を関心をもって注視しています。我々は、PKKのテロ活動に対するトルコの自衛権 (right to self-defence) を承認⁽⁶⁰⁾しています。」

この発言中では、国連憲章第51条には言及されていないが、PKKに対する越境軍事活動を、自衛権行使と述べていることは注目される。

さらに、1998年2月に質問されたときには、外務閣外大臣の Derek Fatchett は、次のように回答している。

「トルコは自己の領土保全を守る権利を有していることを承認する一方で、北イラクで採るいかなる行動も、トルコへの脅威に均衡する (proportionate) もでなければならないと、我々は一貫して述べてきた。⁽⁶¹⁾」

以上のように、英国政府は、トルコが軍事的手段を選択したことやクルド人住民などの人権侵害の可能性を懸念している。しかし、その一方で、自国の安全を守り領土保全を維持するというトルコの意図を理解し、その目的達成に必要であり、かつ直面する脅威に均衡する範囲の措置であれば、容認する立場だと思われる。そして、実定国際法上の根拠としては、米国と同様に、自衛権を念頭においているように解釈しうるのである。

(60) The Parliamentary Debates, House of Lords, 5th series, Vol. 583, Column 1359 (2 December 1997).; *United Kingdom Materials on International Law* 1997, 68 BRIT.Y.B.INT'L L. 631 (1997).

(61) Iraq: Minutes of Evidence, Tuesday 24 February 1998, Foreign and Commonwealth Office, House of Commons Papers, 1997-98, 582-i, p. 5. (available at <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199798/cmselect/cmfaif/582-i/582i01.htm>); *United Kingdom Materials on International Law* 1998, 69 BRIT.Y.B.INT'L L. 586 (1998).

<イランの主張との類似性>

実は、このような米英政府の立場は、同時期に同様の理由で北イラクに繰り返し侵攻した、イラン政府の言い分とも重なるものである。越境軍事活動は、トルコのみならず、イランも繰り返し実行していた。イランにおける反体制武装組織として最大なのは、MKO (Mujahedin-e Khalq Organization, ムジャヒディン・ハルク) である。イラクのフセイン政権は、イラン・イラク戦争中に自国領内での MKO の活動を容認し、それ以来、MKO はイラクからイランに対してたびたび越境攻撃を行ってきた。⁽⁶²⁾ イランによれば、自国による北イラクへの越境軍事活動は、この MKO の掃討を目的とするものであった。それでは、イランはかかる行動の法的根拠について、どのように述べたのであろうか。

この点、イラン政府は、国連イラン代表部から国連事務総長への書簡において、

「イラク領内からのこれらの武力攻撃を受け、国連憲章第51条に従い、イラン空軍の戦闘機が、テロ組織の軍事基地に対して、短時間の、必要かつ適切な軍事活動を遂行した。」

と述べた上で、「自衛の固有の権利の行使としての純粋に防衛的な措置」なので、「イラクの主権・領土保全を尊重するイランの政策に影響しない」と約束した。⁽⁶³⁾ イラン政府は、他の書簡でも国連憲章第51条の自衛を明確に援用している。⁽⁶⁴⁾ このように、イラン政府は、自国の軍事活動を明

(62) イラン外相は、在テヘランのイラン大使館に対して、MKO 構成員の引渡を要求している。S/1994/983 (21 August 1994).

(63) S/25843 (26 May 1993).

(64) S/1994/1273 (10 November 1994).; S/1996/602 (29 July 1996).; S/1999/781 (12 July 1999).; S/2001/381 (19 April 2001). See S/1999/420, A/54/78 (19 April 1999).; S/1999/536 (11 May 1999).; S/2000/127 (17 February 2000).; S/2000/128 (17 February 2000).; S/2000/164 (1 March

確に国連憲章第51条の自衛に根拠づけているのである。⁽⁶⁵⁾

お わ り に

本稿の目的は、緊急避難に関する「武力行使への不適用」テーゼの実証性の問題を、北イラクへのトルコの越境軍事活動を素材にして検討することであった。

まず検討したのは、トルコの主張である。トルコ政府は「緊急避難」に言及したものの、いかなる実定国際法規範に依拠したのか必ずしも明確ではなく、論者間で解釈上の争いを生んだ。もっとも、いずれにせよ、トルコの主張がどのように解釈されるにしても、本実行の評価のためには、他国によるトルコの行動の法的評価をも分析することが必要である。そこで、他国の見解を概観したところ、イラクをはじめとする多くの国家および国際機構が、トルコの行動を非難していた。それらは全体として、武装集団に対する越境掃討活動を許容する国際法規範の存在自体に否定的、または少なくとも消極的な立場だった。もっとも、トルコの行動に支持を与えたり理解を示したりした国家もなかったわけではな

2000).; S/2000/216 (14 March 2000).; S/2000/912 (27 September 2000).; S/2000/1036 (26 October 2000).; S/2001/271 (26 March 2001).

(65) Gray and Olleson, *supra* note 27, p. 395.; GRAY, *supra* note 55, p. 116. かかるイラン政府の主張に対して、イラクは、「国連憲章第51条に基づいて露骨な侵略を正当化しようとするイラン代表の企てには、実際は確かな論拠がない。」と反論し、イランの行動を侵略、主権侵害そして国連憲章およびイラン・イラク戦争停戦決議（安保理決議598）違反として批判している。S/25914 (9 June 1993). その他、イランの越境軍事活動を批判するイラクの書簡として、S/22451 (5 April 1991).; S/25679 (27 April 1993).; S/25680 (27 April 1993).; S/25689 (29 April 1993).; S/25760 (12 May 1993).; S/25772 (13 May 1993).; S/25788 (18 May 1993).; S/25864 (29 May 1993).; S/25924 (10 June 1993).; S/25975 (18 June 1993).; S/26197 (30 July 1993).; S/1995/141 (15 February 1995).; S/1996/617 (1 August 1996).; S/1999/673 (12 June 1999).; S/2000/328 (18 April 2000).; S/2000/528 (2 June 2000).; S/2000/896 (22 September 2000).; S/2003/44 (14 January 2003).

い。米国と英国である。しかし、これらの国々も、その法的根拠として自衛を念頭においていたように思われることに注意しなければならない。⁽⁶⁶⁾

(66) もっとも、米国の規範的立場の一貫性には、疑問の余地がある。トルコの主張を支持する米国も、トルコと同様の目的で越境軍事活動を行ったイランに対しては、まったく異なる態度をとっていたからである。米国は、イランの行動について、一分の共感も示すことなく切り捨てている。国務省報道官は次のように言う (U.S. BRIEFING, 30 July 1996.)。「報道されているところでは、正当化根拠は、PKK ではないクルド人ゲリラ [筆者註：イランが掃討対象とした MKO はクルド人組織ではない] を追跡するということだそうです。[しかし] イランが国境を越えて北イラクに入ることに、いかなる正当化根拠もありえません。正当化根拠は何ら存在しないのです (No justification whatsoever.)。』

このように、報道官は、イランについては、そもそも法的根拠などありえないとして、規範レベルから拒絶しているのである。それでは、米国が、トルコとイランについて対照的な態度をとったのはなぜか。これは、多分にイランに対する政治的敵対心によるものである。報道官は続けて、次のように述べている。「イランは無法国家 (an outlaw state) です。北イラクにいるべき場所はありません。そこで、軍隊が完全に撤退することを期待しています。」また、国務省報道官は、別の機会にも、次のようにトルコとイランの相違を述べている (U.S. BRIEFING, 18 September 1996.)。「米国の目から見ると、トルコとイランには極めて大きな違いがあります。トルコは NATO の同盟国です。我々は、トルコの意図がどのようなものかを理解しています。我々は彼らとうまく話し合っています。我々は、彼らの安全上の懸念を理解しています。彼らは、イラクの他のいかなる隣国とも異なる安全上の脅威に直面しています。[一方、] 我々は、トルコとの間で有しているような関係を、イランとはまったく有していません。たとえイランが当該状況に口出ししても、北イラクにおいていかなる種類の積極的な役割も果たすだろうとは思えません。イラクから出て行くようにイランに強く求めています。」

確かに、イランは政治的に敵対する国なので、米国がイランの行動に批判的なのは当然である (同様に、イランおよびシリアによる北イラク情勢への関与を嫌悪する答弁として、U.S. BRIEFING, 21 May 1997, 12 June 1997.)。しかし、イランの軍事活動を批判するにしても、「これこれの要件を満たしていれば合法となる余地があるが、不充足なので違法」という当てはめレベルでの批判の仕方もあったはずである。しかし、米国は、頭から法的根拠などありえないという態度をとっている。すなわち、トルコ

同時期に同じ理由で北イラクに越境掃討活動を行ったイランが国連憲章第51条の自衛を根拠としていたことから、北イラク地域におけるこのような活動の根拠として、自衛に依拠する一定の傾向があったと言えるだろう。

したがって、たとえトルコが緊急避難に依拠していたと解しようとしても、本実行を、敵対武装集団の越境掃討活動の法的根拠を緊急避難に求めるような法規範の形成を導く実行と評価するのは、難しいように思われる。理由は、武装集団に対する越境掃討活動を許容する国際法規範の存在自体が多くの国々によって疑われていたこと、および、トルコの行動を支持・理解する国家も、自衛を根拠としていたと思われること、の2点である。

そうすると、本実行を検討する限り、アーゴ説の実証性には疑問があることになる。もっとも、本実行は、クロフォード説、すなわち「武力

とイランに対する態度を観察する限り、政治的のみならず、規範的にもダブル・スタンダードなのである。イラク (S/23183 (31 October 1991).) やリビア (S/1995/566 (12 July 1995).) は、このような米国のダブル・スタンダードを批判している。グレイとオルソンも米国に対するダブル・スタンダード批判に一定の説得力を認めている (Gray and Olleson, *supra* note 27, p. 403.)。

以上のことから考えると、越境掃討活動が自衛により正当化されうるといふ法規範の形成を、米国が一貫して支持しているか否かには、疑問の余地がある。

また、理論的にも、自衛による説明には、私人たる武装集団からの攻撃が第51条の「武力攻撃」に該当するか、また、たとえ武力攻撃に該当しても、それにより武装集団滞在国への軍事活動が正当化されるか、などといった問題点が指摘されるところである。浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法上の自衛権」『法学セミナー』567号36頁(2002)参照。浅田によれば、「対テロ武力行使を自衛権で正当化する主張に対しては、九・一一テロの場合を例外として、国際社会の支持は限られたものに留まっているように思える」という。浅田正彦「国際法における先制的自衛権の位相——ブッシュ・ドクトリンを契機として——」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題(安藤仁介先生古稀記念)』324頁(2006)。

行使への不適用」テーゼを積極的に実証するものでもない。しかし、武装集団の越境掃討活動は、一部論者により、緊急避難行為となりうる武力行使の典型例として主張されてきた。このことを重視するとき、最近の代表例であるトルコの実行をめぐって、多くの国々の立場が、かかる主張に従ったものではなかったことには、無視できない意味がある。すなわち、「武力行使への不適用」テーゼに対する反対論者の重要な論拠に、疑問を投げかけることになるという意味である。

もっとも、本稿で念頭においたのは、敵対武装集団の越境掃討活動という特定の種類の武力行使のみであり、さらに言えば、かかる種類の最近の一実行を分析しただけである。今後は、同類型の他の実行はもちろんのこと、同じく緊急状態（避難）理論への依拠が主張されることがある⁽⁶⁷⁾他の種類の武力行使についても、検討の幅を広げなければならない。⁽⁶⁸⁾

(67) 例えば、いわゆる「人道的介入」の法的根拠として、緊急避難に依拠する立場がある。W. D. Verwey, *Humanitarian Intervention under International Law*, 32 NETHERLANDS INT'L L. REV. 357-418 (1985).; Ole Spiermann, *Humanitarian Intervention as a Necessity and the Treat or Use of Jus Cogens*, 71 NORDIC J. INT'L L. 523-543 (2002).; Geliijn Molier, *Humanitarian Intervention and the Responsibility to Protect after 9/11*, 53 NETHERLANDS INT'L L. REV. 52-61 (2006). また、ハイジャック船の自国民乗客救出行動の法的根拠として緊急避難に依拠する立場として、Natalino Ronzitti, *The Law of the Sea and the Use of Force Against Terrorist Activities*, in RONZITTI, N. (ed.), MARITIME TERRORISM AND INTERNATIONAL LAW 9 (1990).

(68) クロフォードと同様に、武力行使への緊急避難の適用可能性を否定するコルテンは、キャロライン号事件における英国の行動（1837年）、ベルギーによるコンゴ軍事介入（1960年）、トリー・キャニオン号事件での英国の爆撃（1967年）、エンテベ空港事件におけるイスラエル軍の作戦（1976年）、在テヘラン米国大使館占拠事件における米国の人質救出作戦（1980年）、米国によるスーダン製薬工場爆撃（1998年）、NATOによるユーゴ空爆（1999年）、を挙げ、それぞれ、武力行使への緊急避難の適用を支持する実行ではないとする。Olivier Corten, *L'état de nécessité peut-il justifier un recours à la force non constitutif d'agression?*, THE GLOBAL COMMUNITY YEARBOOK OF INTERNATIONAL & JURISPRUDENCE 24-27, 43-47 (2004).

[付記]

本稿は、平成18年度科学研究費補助金若手研究（B）による研究成果の一部である。